

教 生 学 第 3 2 2 号
令和3年（2021年）7月1日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から、別添写しのとおり通知がありましたので、通知します。

各学校においては、児童生徒一人一人に応じた心のケアに努めていただいているところですが、「自殺対策白書」でも指摘されているとおり、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があります。

つきましては、各学校において、児童生徒の自殺予防に係る組織体制を整備し、別添写しに掲げられた取組の強化など、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いします。

また、道教委が作成した「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」「SOSの出し方に関する教育を始めましょう！」を活用し、児童生徒の発達の段階に応じた組織的・体系的な取組を進め、不安や孤立感を抱えている児童生徒一人一人に寄り添った心のケアに努めるようお願いします。

なお、本プログラム及び児童生徒の相談機関等については、道教委のWebページに掲載していますので、御活用願います。

< 参照 >

- 北海道教育委員会「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」
<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssajisatuyoboukyouiku.htm>



- 北海道教育委員会「SOSの出し方に関する教育を始めましょう！」
<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssashiryou.htm>



- 子ども相談支援センター
<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssaijimedenswasoudan.htm>
 - ・電話相談 0120-3882-56
 - ・メール相談 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp



< 別添 >

- 主な相談窓口（北海道）

（生徒指導（問題行動等）係）



児童生徒の自殺は学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に係る取組を実施していただくようお願いいたします。

3 初児生第 1 4 号
令和 3 年 6 月 2 3 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
江 口 有 隣

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記については、これまでも自殺対策基本法（平成 1 8 年法律第 8 5 号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところ
です。

しかしながら、近年、自殺者全体の総数が減少傾向にあった中でも、児童生徒の自殺は後
を絶たず、極めて憂慮すべき状況が続いており、また、人の目の届きにくい SNS を利用し、
自殺願望を投稿するなどした高校生等の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害す
るという極めて卑劣な事件も発生しています。

直近の令和 2 年においては、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、自殺者全体の総数
は前年から 9 1 2 人増加して 2 1, 0 8 1 人となるとともに、児童生徒の自殺者数は 4 9 9
人で、前年（3 9 9 人）と比較して大きく増加、そのうち、女子中高生の自殺者数は 2 0 9
人で、前年（1 2 7 人）と比較して約 1. 7 倍となっています。

また、自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり、1 8 歳以下の自殺は、学校の長期

休業明けにかけて増加する傾向があります。そのため、これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。

このため、令和2年5月27日付けで「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」を各教育委員会等に対して発出したところですが、今年度においても、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いします。

取組の実施に当たっては、昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための配慮が求められていることに御留意いただき、感染防止対策を徹底した上で、必要な措置を行っていただきますようお願いいたします。

なお、児童生徒の自殺予防については、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する背景や適切な対応等について審議を行っているところであり、近日、審議のまとめを踏まえた通知を発出する予定です。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

18歳以下の自殺は、8月下旬から9月中旬等の学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施することが考えられる。

（１）学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。また、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応すること。

学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校（学年）登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え

込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

加えて、自殺対策基本法第17条に定める「心の健康の保持に係る教育及び啓発」を推進するため、「各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育」、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」（「SOSの出し方に関する教育」）を含めた自殺予防教育、「心の健康の保持に係る教育」を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努めること。

さらに、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。なお、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を活用し、相談窓口の周知や、学校生活等についてのアンケートの実施、メッセージ・Web会議システムによる相談の実施に活かしたり、いじめ等についてのSOSを発信できるようにしたりするなど、1人1台端末を児童生徒の心身の状況の把握や教育相談に役立てることも考えられること。

(※)「SOSの出し方に関する教育」については、「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）連名通知）を参照。

あわせて、自殺予防教育については、「子供に伝えたい自殺予防―学校における自殺予防教育導入の手引―」を参照。また、1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例については、別添8を参照。

（2）保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校（学級）通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。

（3）学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

(4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。また、警察等関係機関においてネットパトロールが実施されている場合には、当該関係機関との積極的な連携に努めること。

【添付資料】

- 別添 1 児童生徒の月別自殺者数〔推移〕（厚生労働省・警察庁）
- 別添 2 18歳以下の日別自殺者数（平成27年版自殺対策白書（抄））
- 別添 3 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）〔概要〕
- 別添 4 24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）
- 別添 5 児童生徒の主な相談窓口一覧
- 別添 6 児童生徒向け自殺予防啓発動画について（事務連絡）〔概要〕
- 別添 7 児童生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージについて（事務連絡）〔概要〕
- 別添 8 1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例について
- 別添 9 児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

【参考資料】

- 「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm



- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



○「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf



○小学生用啓発教材「わたしの健康」，中学生用啓発教材「かけがえのない自分 かけがえのない健康」，高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm



【担当】

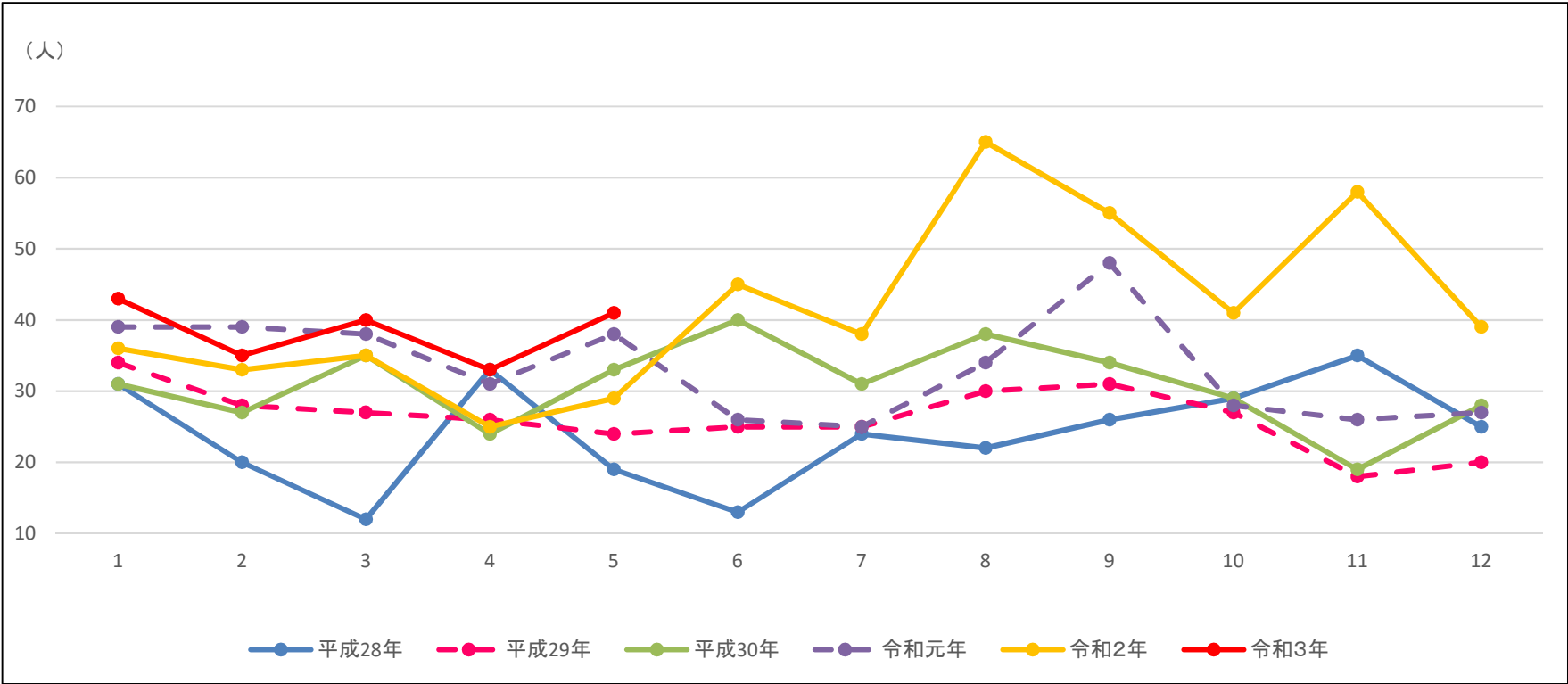
文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導企画係

電 話 03（5253）4111（内線3298）

03（6734）3298（直通）

E-mail s-sidou@mext.go.jp

児童生徒の月別自殺者数[推移](厚生労働省・警察庁)

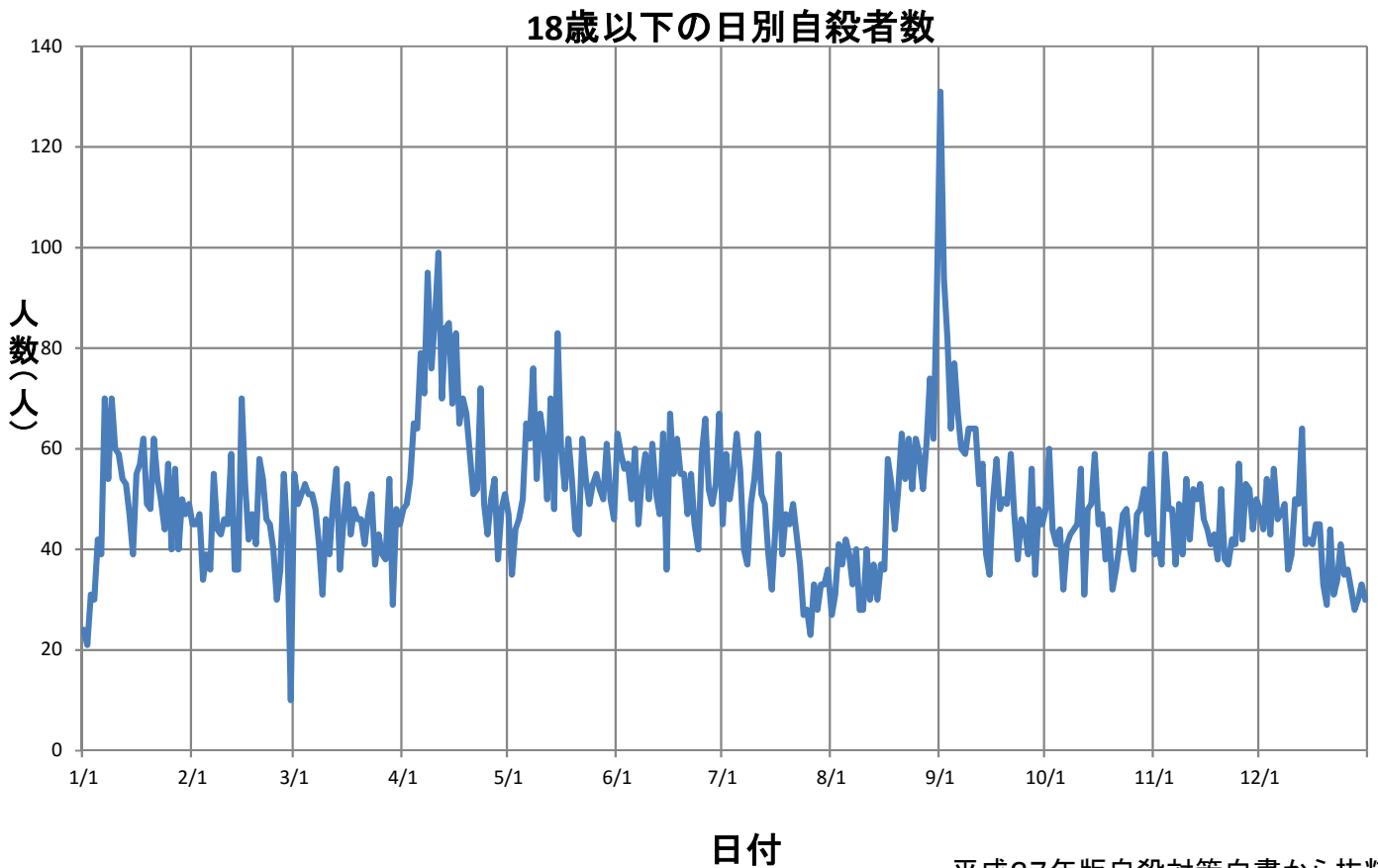


(人)

年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成28年	31	20	12	33	19	13	24	22	26	29	35	25	289
平成29年	34	28	27	26	24	25	25	30	31	27	18	20	315
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	43	35	40	33	41								192

(出典)厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に文部科学省において作成

18歳以下の日別自殺者数



平成27年版自殺対策白書から抜粋

(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域における対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

2 初 児 生 第 7 号
令和 2 年 5 月 2 7 日

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- 教育活動の再開等にあたり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

【児童生徒の自殺予防について】

1 8 歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向がある。特に、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業においては、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。そのため、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、教育活動再開後の児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施すること。

（１）学校における早期発見に向けた取組

自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、当該児童生徒の心身の状況の変化や違和感の有無に注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候（※）がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして対応するとともに、教育相談員による観察や、保護者、医療機関等との連携を図りながら組織的に対応すること。また、各学校において、感染症対策の徹底に留意しつつ、アンケート調査、担任やスクールカウンセラーによる個人面談等の教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応を組織的に行うこと。

※教師が知っておきたい子どもの自殺予防：

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

（２）保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。また、保護者が把握した児童生徒の悩みや変化、違和感については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口の周知すること。その際、「24 時間子供 SOS ダイヤル」や SNS 相談窓口をはじめとする各種相談窓口も周知すること。

（３）ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、教育活動の再開の前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどして集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察へ連絡・相談するなどして書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

誰か
が
い
る

話
し
た
い

今、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう
☎ 0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

☎ 189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



児童生徒の主な相談窓口一覧

別添5

相談窓口名称	所管等	電話番号	受付	概要
24時間子供SOS ダイヤル	文部科学省	(なやみいおう) 0120-0-78310	24時間 年中無休	子供たちが24時間いじめ等の悩みを相談できる、全国統一ダイヤル。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等の人権問題について、子供や周囲の大人が法務局職員・人権擁護委員に相談できる電話窓口。
いのちの電話	一般社団法人 日本いのちの電話連盟	0570-783-556	毎日10:00～22:00	相談員に電話・メールで悩みを相談できる窓口。
		0120-783-556	毎日16:00～21:00 毎月10日8時～翌日8時	
チャイルドライン	NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子供が電話・チャットで悩みを相談できる窓口。
よりそいホットライン	一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	0120-279-338	24時間	相談員に電話・SNS等で悩みを相談できる窓口。
都道府県警察の 少年相談窓口	各都道府県警察	都道府県ごと (https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html)	都道府県ごと	いじめ・犯罪等の被害に悩む子供やその家族が警察に相談できる窓口。
児童相談所虐待 対応ダイヤル「189」	厚生労働省	189 (いちはやく)	24時間 年中無休	虐待の疑いがある時などに、児童相談所に通告・相談できる全国統一ダイヤル。

児童生徒向け自殺予防啓発動画について(事務連絡)

(令和3年3月23日)

- 令和2年の児童生徒の自殺者数は499人と、前年と比較して大きく増加しており、特に、女子中高生の自殺者数が増加している。
- 今般のコロナ禍における児童生徒の自殺者数の増加を踏まえ、児童生徒向けの自殺予防啓発動画を制作、YouTube 広告として発信するとともに、各教育委員会等に周知するため事務連絡を発出。

動画の概要

- 様々な悩みを抱える児童生徒、特に女子中高生が共感でき、周囲や相談窓口への相談を後押しすることができるようなアニメーション動画
- 制作にあたっては、10代・20代の女性を支援するNPO法人「BONDプロジェクト」の協力を得るとともに、厚生労働省とも連携
- 動画はYouTube の文部科学省公式チャンネル(※)に掲載するとともに、YouTube 広告としても発信

※相談窓口PR動画「君は君のままでいい」(文部科学省・厚生労働省) : <https://youtu.be/CiZTk8vB26I>



児童生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージについて(事務連絡)

(令和3年5月10日)

- 令和2年の児童生徒の自殺者数は499人と、前年と比較して大きく増加。また、これまでの自殺者数の推移によると、学校の長期休業明けに自殺者数は増加傾向にある。
- こうした現状を踏まえ、児童生徒や学生等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージを文部科学省HP・SNSに掲載するとともに、各教育委員会等へ周知するため事務連絡を発出。

文部科学大臣メッセージ「不安や悩みを抱える全国の児童生徒や学生等のみなさんへ」



児童生徒や学生等のみなさんへ

現在、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、皆さんの中には不安を抱えている人がいるかもしれません。新学期の始まり、春休みやゴールデンウィークの終わりなど、不安や悩みを抱えていても、決して一人ではありません。ご家族、先生、周りの友達、誰にでもいいから悩みを話してほしい。私をはじめ、周りの大人は皆さんの味方です。

文部科学省では、24時間子供SOSダイヤルから電話相談を受け付けており、各地域にも電話やSNSなどで相談できる窓口、また、各大学等にも相談窓口があります。周囲に相談しづらいときは、ぜひ利用してみてください。

「君は君のままでいい」
(相談窓口PR動画)



<https://youtu.be/C1728d9d5E0>

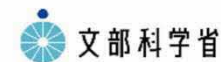


子供の SOS ダイヤル等の相談窓口
0120-0-78310



<https://www.mext.go.jp/na/shoten/sosdialer/060112010.htm>

令和三年五月
文部科学大臣 萩生田 光一



保護者や学校関係者等のみなさまへ

コロナ禍において児童生徒等の自殺者数が大きく増加していること、また、長期休業明けに児童生徒等の自殺者数が増加する傾向にあり、不安や悩みを抱える子どもたちが増えることも考えられます。保護者や学校関係者、地域のみなさまにおかれましては、子どもたちと向き合い、話を聞く・話し合いをする時間を積極的に取っていただくようお願いいたします。

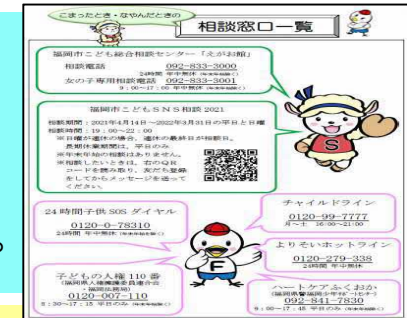
「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国民一人ひとりが身近な人の様子を気遣い、支えていくことが不可欠です。文部科学省としても、児童生徒等の命を守り通せるよう、引き続き、自殺予防の取組に全力を尽くします。

令和三年五月
文部科学大臣 萩生田 光一

1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例について

◆ 相談窓口の表示（福岡市教育委員会）

- 1人1台端末のホーム画面にアイコンを表示し、アイコンをクリックまたはタップすると、市教育委員会のSNS相談窓口のQRコードや、電話相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、チャイルドライン、子どもの人権110番等）の電話番号が表示されるようにしている。



◆ 学校生活等アンケートの実施（福島県新地町教育委員会）

- 1人1台端末を活用して、いじめ・不登校に関するものを含む学校生活等についてのアンケートを実施し、校務支援システムから得られる保健室の利用状況や出欠等の情報とあわせて、児童生徒の心身の状況の把握や支援に役立てている。



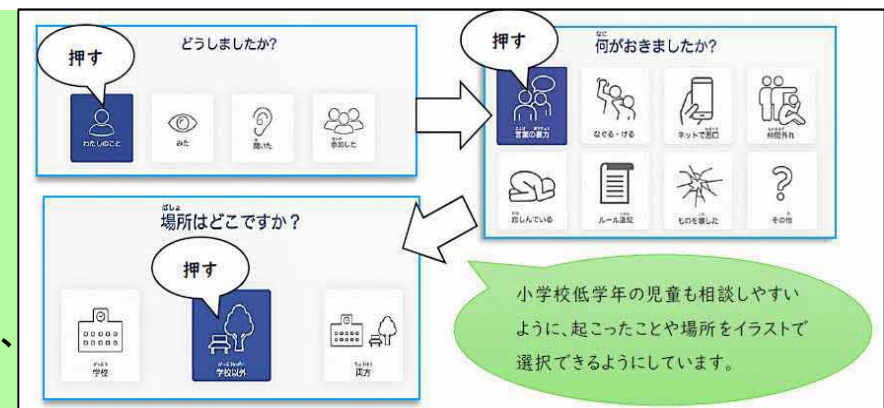
◆ メッセージ・Web会議システムによる相談（熊本市教育委員会）

- 1人1台端末に標準装備されているアプリ(ロイロノート)のメッセージ機能を利用して、児童生徒が担任等の教員に相談できるようにしている事例や、Web会議システム(Zoom)を活用し、1人1台端末を通じて、担任等の教員やスクールカウンセラーによるオンラインカウンセリングを行っている事例もある。



◆ SOSの発信（大阪府吹田市教育委員会）

- いじめ防止相談ツール「マモレポ」を活用し、低学年でも児童生徒が学校や市教育委員会に対して、1人1台端末からSOS(いじめ等で困っていること)を発信できるようにしている。
- 学校や市教育委員会は、相談内容に応じて対応を検討し、児童生徒とのやりとりや見守り等を実施。



児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

- 児童生徒の自殺予防等のためには、学校現場において自殺等に繋がり得る様々な困難（いじめや不登校等生徒指導上の諸課題との関連も指摘される背景や要因といった困難）を総合的かつ的確に察知することが重要である。
- 学校生活の中で児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐ手法の例として、以下のようなツールがあるため、学校現場の状況に合わせ、児童生徒の様々な困難の早期発見等のための手法の一つとして参考とされたい。



「スクリーニング活用ガイド」

児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のため、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながる「スクリーニング」の活用ガイド。

※「スクリーニング活用ガイド」ホームページ(文部科学省):

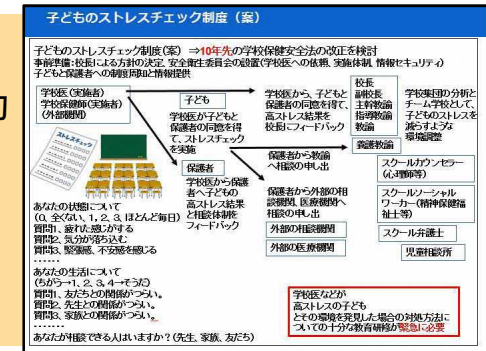
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

「子どものストレスチェック」

メンタル不調の未然防止の一次予防の強化を目的とし、子どものストレス(心理的負担)の程度を把握する制度。各学校の集団ごとに集計、分析、フィードバックを行い、学校の環境を改善する。本人および保護者の申し出により医師(養護教諭、スクールカウンセラー)による面接指導につなげる。

※「子どものストレスチェック」ホームページ:

<https://www.m.chiba-u.ac.jp/class/rccmd/StressCheck/>



「RAMPS」

自殺リスクや精神不調の見逃ごしを防ぎ、保護者や医療機関への説明など、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システム。

※「RAMPS」ホームページ: <https://ramps.co.jp/>

主な相談窓口（北海道）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター （24時間子供SOSダイヤル） （メール相談）	北海道教育委員会 （文部科学省）	0120-3882-56 (0120-0-78310) doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、L G B T、性被害、家庭の事情で自分の時間がとれないなど、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 （厚生労働省）	189 （いちはやく）	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかいどう	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 （SACRACH さくらこ）	北海道、札幌市	050-3786-0799 または # 8891 sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	平日10:00～20:00 （土日祝、12/29～1/3除く）	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター	北海道総合政策部	0120-501-507	毎日24時間対応	新型コロナウイルス感染症について相談できます。